

「台風 12 号三重県災害義援金」募集について

1 趣旨

台風 12 号により紀伊半島南部に記録的な大雨により災害が発生し、三重県においては、熊野市、御浜町、紀宝町に災害救助法が適用されました。

瑞穂区共同募金委員会（以下「当会」という）では三重県共同募金会の依頼を受けて、この災害で被災された方々を支援、援助することを目的に、義援金の募集を実施します。

2 義援金の名称

台風 12 号三重県災害義援金

3 受付期間

平成 23 年 9 月 12 日（月）から平成 23 年 10 月 31 日（月）まで

4 義援金受入れ口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行		00880-5-1960	三重県共募 台風 12 号三重県災害義援金
百五銀行	津駅前	861630	三重県共同募金会 台風 12 号三重県災害義援金口
三重銀行	津	2836161	(福) 三重県共同募金会 台風 12 号三重県災害義援金口
第三銀行	津	2400031	三重県共同募金会 台風 12 号三重県災害義援金口
三重県信用農業協同組合連合会	本店	0009087	三重県共同募金会 台風 12 号三重県災害義援金口
三重県信用漁業協同組合連合会	本店	1480452	三重県共同募金会 台風 12 号三重県災害義援金口

※上記金融機関間の窓口からの振込手数料は無料です。

※百五銀行・三重銀行・第三銀行については、ATMでの振込についても無料です。

※全国地方銀行協会加盟銀行の窓口からの振込手数料は無料です。

5 現金書留による義援金の送金について

(宛先) 〒514-8552 三重県津市桜橋2丁目131

社会福祉法人三重県共同募金会

※宛名のところに「救助用」と明記の上、送金ください。

郵便料金は免除扱いとなります。

6 義援金の配分

当会で取りまとめた義援金は、三重県共同募金会を通じて、三重県、三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会等で構成する「台風12号による災害義援金」配分委員会でとりまとめ、被災地の各市町を通じて被災者に配分します。

7 領収書の発行

各金融機関等での振込金受領書をもって税法上の優遇措置対象となります。

義援金について税法上の優遇措置を希望する場合は、本会が預り証を発行し、後日三重県共同募金会より領収書が発行されます。

8 この要綱は、平成23年9月12日から施行します。

9 備考

義援金は当会で取りまとめて送金も行っています。当会に義援金をお持ちいただければこちらで手続きを行います。ご不明な点がございましたら問い合わせください。

問い合わせ先

名古屋市瑞穂区共同募金委員会(名古屋市瑞穂区社会福祉協議会内)

名古屋市瑞穂区佐渡町3-18 電話 841-4063 FAX841-4080 担当 久富^{ぶき}末・北浦